

専門実践教育訓練給付金制度

PICKUP

教育訓練給付金制度

3年以上の
勤務経験が
ある方へ

168万円
支給されます

学費 最大 70% (3年間)

※当分の間、初めて支給を受けようとする方については2年以上あれば可

専門実践教育訓練給付金制度とは、働く人の能力開発やキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を自己負担で受講した方に対して、受講費用の一部（最大70%）を給付する制度です。一定の条件を満たす雇用保険の加入者が対象となります。

専門実践教育訓練給付金の支給対象となる厚生労働大臣指定講座がある認定校です。（※対象学科をご確認ください。）2018年1月1日からは、給付率もアップされ、受講者が支払った教育訓練経費の50%、さらに資格取得等をした場合は追加で20%、合計70%が支給されます。支給の上限額は年間で40万円、資格取得等した場合は56万円、合計額は、**最大で168万円**になります。

この制度には2つの給付制度があります。一つ目が基本となる「**教育訓練給付金制度**」です。二つ目が45歳未満で一定の条件を満たす方が対象となり、雇用保険の基本手当額に相当する額の80%が修業年限分給付される「**支援給付制度**」です。

※上記の支給条件は一部となります。詳細はハローワークでご確認ください。

給付金 支給例

社会人入学Aさんの場合



合計
414万円
給付

教育訓練給付金

支払った入学金や授業料に対して給付金を給付

| | |
|--------|---------------|
| 1年次給付金 | 40 万円 |
| 2年次給付金 | 25 万円 |
| 3年次給付金 | 25 万円 |
| 卒業後 | 36 万円 |
| 合計 | 126 万円 |

支援給付金

雇用保険の基本手当の80%を給付

| | |
|--------|---------------|
| 1年次給付金 | 96 万円 |
| 2年次給付金 | 96 万円 |
| 3年次給付金 | 96 万円 |
| 合計 | 288 万円 |

※2021年度入学生までの時限措置です。

手続きの流れ

